

令和 7 年度
第 5 回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和 7 年 8 月 8 日開会

高松市農業委員会

令和7年度第5回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和7年8月8日（金）午後2時開会

開催場所 高松市役所 13階 大会議室

出席委員 20人 （委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 16番 河田 薫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 23番 谷本 寛昇
- 24番 奈良 稔
- 25番 山田 憲一

欠席委員 4人

- 2番 真鍋 俊二
- 13番 藤田 邦夫
- 15番 藤澤 鶴夫
- 22番 橋田 行子

農業委員会事務局出席者

事務局 長	
兼 農 政 課 長	塚原 雅樹
農政課長補佐	森 亮介
農 地 係 長	森 明雄
農政管理係長	山崎 博司
副 主 幹	稲積 直子
副 主 幹	浮田 政宏
主 査	溝渕 勝久
主 任 主 事	多田 利浩

職 員 松木 英昭

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る再審議について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について

議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 非農地証明願について

議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による
開発計画に対する意見について

議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和7年度第5回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の出席委員は24人中20人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、2番真鍋俊二委員、13番藤田委員、15番藤澤委員、22番橋田委員の4名です。
それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び16番河田委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、議事に入ります。

まず、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

溝渕主査 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

農地法第18条第1項では、都道府県知事の許可を受けなければ、農地の賃貸借を解除し、解約の申し入れ等をしてはならないと規定されています。

また、同条第2項では、賃借人が信義に反した行為をした場合等、正当の事由がある場合でなければ許可はできないと規定されています。

本件は、賃借人から小作料の支払いがないこと、更には、当該農地が適切かつ効率的に利用されていないことを理由として、賃貸人から農地の賃貸借契約を解除するための申請が行われたものです。

申請者の申述によりますと、賃貸人は、申請地を売却したいと考え、賃借人の代表者に対して、その旨を通知したところ、賃借人側は、令和5年12月末日をもって申請地の耕作を止めることとし、賃貸人に対して、年貢の支払いを行わないことを通知しました。

令和5年12月末日以降、申請地は耕作されておらず、令和7年7月29日に一宮地区の農業委員及び農地利用最適化推進員計3名と事務局職員1名により、現地調査を実施し、草木が繁茂し耕作していない状態にあったことを確認しています。

よって、知事への進達の意見としては、「賃借人が申請地である農地を適正かつ効率的に利用していないなど、賃貸借を終了させることが至当であると認められることから、農地法第18条第2項第6号に規定する「その他正当の事由がある場合」に該当するため、解除により賃貸借契約を終了させることが適当である。」とするものです。

以上、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請は原案のとおり意見を付して香川県知事に進達することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請は原案のとおり意見を付して香川県知事に進達することに決定いたしました。

次に、議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

松木職員 議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、転用目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。5条許可申請所有権2番に関連しています。

2番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3ページを御覧ください。

3番、4番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4ページを御覧ください。

6番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

5ページを御覧ください。

1番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

2番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

3番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。3条許可申請所有権の3番に関連しています。

6ページを御覧ください。

4番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

5番は、耕作目的のため、農地法第3条による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

6番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

7 ページを御覧ください。

7 番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

8 番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

9 番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

以上、議案第 2 号 ア 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 6 件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について 9 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第 2 号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 2 号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

多田主任主事 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願につきまして、御説明申しあげます。

議案書 8 ページを御覧ください。

1 番は、平成 4 年 12 月 17 日付けで農家住宅用地として転用許可を受け、造成工事に着手していましたが、既存宅地での利用が可能となり、当初予定の転用の必要性がなくなったことから、取消するものです。

今後、対象地は、新たな転用事業者による農地転用が予定されております。

以上、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願につきまして 1 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第 3 号については受理することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御発言がないようでありますので、議案第 3 号については受理することに御異議ありませんか。

次に、議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

多田主任主事 議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案につきまして、御説明申しあげます。

議案書 9 ページを御覧ください。

1 番は、ドッグランを目的とする露天貸施設・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、将来の生活資金を得るため、不動産賃貸業を計画していた申請者が、申請地周辺の共同住宅等に居住する住民から、申請地においてドッグラン・駐車場用地として利用したいという要望を受け、転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和3年頃に造成済みですが、是正するべく、追認許可を得るもので、隣接する農地は申請者の農地のみであり、規模、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る再審議についてを議題といたします。

この件につきましては、先月の定例総会において、許可決定されましたが、申請者から書面による申出があったことを受けて、本日、改めて審議をお願いするものです。

審議に先立ちまして、これまでの経緯等について、まず、事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る再審議について、御説明申しあげます。

本件は、令和7年5月20日で申請を受付け、令和7年6月10日開催の第3回定例総会にて、審議いただいた案件です。第3回定例総会で許可の議決がされ、許可の条件が整い次第、許可書を交付することとしていましたが、その条件である申請地内に在る法定外公共物の水路に係る諸手続きについて、申請人は行わない旨書面の申出があり、転用計画の達成が見込めないことから、再審議するものです。

資料1の3ページを御覧ください。

申請人から届いた申出書の写しです。

4ページを御覧ください。

4ページは、申請地と隣接する土地の地目、面積、所有者名を表示した公図の写しです。申請地は、香南町吉光〇番〇、〇番〇、〇番〇の3筆で、〇番〇と〇番〇の土地の間に細長い土地で無番地の法定外公共物の水路が有ることがわかります。ここが、今回問題となる土地になります。

1ページを御覧ください。

これまでの経過について、御説明します。

令和7年5月20日、申請代理人から転用申請書が提出され、法定外水路の用途廃止等の条件

を整え申請するよう口頭指導し、併せて、一旦取り下げるよう口頭指導しましたが、申請を取り下げなかったため、申請を受付しました。

5月27日、香南地区現地調査を行い、水路部分が申請地に取り込まれ、機能していないことを確認しました。

5月28日、第5地区部会にて、水路部分に係る諸手続が行われれば、転用計画の達成見込みがあることから、定例総会へ上程することを決定しました。

6月10日、定例総会で許可の議決を得て、6月19日に申請代理人へ法定外水路部分に係る用途廃止等の手続が終われば、許可書を交付する旨通知しました。

7月14日、申請者から用途廃止の手続は行わない旨、書面で申出がありました。

そこで、7月24日、8月1日に法律相談を行った結果、両弁護士からは、水路部分を利用しなければ、○番○と○番○の一体利用はできず、転用計画の達成が不可能との判断から、不許可処分が適当との教示を受けました。

5ページを御覧ください。

5ページは、申請地の土地利用計画図です。露天資材置場用地として利用する計画です。

申請地である香南町吉光○番○と○番○の間に、高松市が所有する無番地の法定外公共物の水路用地が存在しており（別紙図面の色付部分）、その水路は、申請地との境界が明確にされておらず、現況は水路の機能を喪失しており、外観上は恰も一筆の土地のような形状となっています。水路は、○番○と○番○の申請地に挟まれた細長い土地であり、独立した機能を有しないので、施行規則第57条第3号の「申請に係る農地（○番○と○番○）と一体として申請に係る事業（露天資材置場）の目的に供する土地」に該当します。

計画平面図では、○番○と○番○とその水路との境界に杭等により明示することで、水路部分を利用せず、資材置場用地として利用するとしていますが、境界は不明確であるため、現実的には、その水路部分（地上及び空中）を利用しなければ、○番○の土地に資材を置いたり搬入をすることができず、計画のとおり申請地を一体的に利用することは不可能であります。

さらに、水路を利用するためには、権利を有する高松市から所有権を取得又は利用権を設定する必要があり、高松市農業委員会が必要な手続を行うよう申請代理人へ口頭指導を行い、また、高松市土地改良課は、同代理人に対して、水路用地の用途廃止、払下げ、付け替え及び寄附手続を行うことは、要件を満たせば可能であると伝えていますが、申請人（貸人）は、水路の用途廃止の手続はしない旨を明確に口頭で伝えたと、令和7年7月14日付け「農地法第5条第1項の規定による許可書の交付等についての申出」と題する書面に記載しています。したがって、申請人（貸人）は、他人の所有地（水路）を権限なく使用しなければ申請に係る事業を実施しえないので、施行規則第57条第3号の「利用できる見込みがないとき」に該当します。

以上のことから、農地法第5条第2項第3号及び同法施行規則第57条第3号に規定されている「申請に係る農地又は採草放牧地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地（水路部分）を利用できる見込みがないこと」の要件に該当し、転用計画の達成が見込めないことから、本申請を不許可処分とするものです。

1 ページから 2 ページにかけて、不許可の理由を記載していますが、この文章のとおり、不許可書の理由として記載します。

以上、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係る再審議について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係る再審議については、審議の結果、不許可にすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に係る再審議については、審議の結果、不許可にすることに決定いたしました。

次に、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について議題とします。事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書 11 ページを御覧ください。

1 番は、令和 7 年 5 月 2 日付けで、住宅 2 階建 2 棟の特定建築条件付売買予定地用地として転用許可を受けていましたが、住宅購入者の要望から、棟数を住宅 2 階建 2 棟から住宅 2 階建 3 棟に変更するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

2 番は、令和 6 年 11 月 11 日付けで、住宅 2 階建 2 棟の特定建築条件付売買予定地用地として転用許可を受け、その後、令和 7 年 1 月 14 日付けで事業計画変更の承認を受けていましたが、土地購入者からの要望で建築物を 2 階建て 2 棟から平屋建て 2 棟に変更することにより、建築面積が 30% 以上増加することから、許可後の事業計画変更申請をするものです。

3 番は、令和元年 10 月 17 日付けで、事務所兼倉庫用地として転用許可を受けていましたが、許可後に新型コロナウイルス感染症の影響で、事業の実施が困難になっていたところ、近隣の自動車販売業を営む法人から増車した車両の駐車場として利用したいと申出を受け、転用目的を露天貸駐車場へ変更するものです。併せて、工事完了日を令和 7 年 10 月 31 日まで期間延長する、許可後の事業計画変更申請をするものです。

なお、3 番については、「高松市農地関係事務処理要領」第 3 の 2 許可目的達成が困難な場合の変更の (1) 「農地転用許可処分後に、許可を受けた転用事業実施の促進措置を講じてもなお転用目的を達成することが困難と認められる場合であって、転用事業者が許可に係る目的の変更を希望するとき」に該当し、事業計画変更申請を提出することで、転用目的を達成するものです。また、現在、事業計画変更承認書を手交する際に、工期内に事業計画変更申請を行うよう指導しておりますが、引き続き、転用者に対し注意喚起を行うよう努めてまいりたいと存じます。

以上、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について 3 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第6号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について議題いたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の富本委員より報告をお願いいたします。

富本委員 現地調査委員の富本です。

今回の特別現地調査委員は、河田委員と私の2名で、本日午前中に現地調査を実施しました。

今回の特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転2件ですが、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査対象案件ではありませんでした。

内容につきましては、1番を私が、2番を河田委員から報告します。

それでは、別紙の5条特別議案書、所有権を御覧ください。

1番は、ことでん志度線屋島駅の南西400メートルに在り、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

申請地は、転用法人が所有、経営する病院の高松市道を挟んで南側に位置するものですが、現在、病院敷地内及び周辺4か所で、外来患者、職員、医師用の車両、合計約100台分の駐車場を確保し利用しておりますが、常に満車状態で、用途地域内にあることから、周辺は住宅が密集しており、拡張余地が無く、常時、来院及び、入院患者家族等の駐車に不便をきたしていること、また、既存駐車場の内、病院から離れた70台ほど駐車可能な借入用地の返却が予定されており、さらに、所有する30台ほど駐車可能な駐車場用地に、業務上必要な倉庫、休憩用施設を建築する必要性が生じたことから、代替用地の確保、利用者の不便解消のため、100台の車両が駐車可能な病院南側に位置する申請地を転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められます。隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

用途廃止し、併せて利用する、併用水路が62.15平方メートルあります。

農地法第18条第6項通知1番に関連しております。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。私の説明はここまでとし、次の2番は、河田委員が説明します。

河田委員 現地調査委員の河田です。議案番号2を御覧ください。

2番は、高松市立牟礼北小学校南西150メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、転

用者の最近の営業活動から、市内北東部での住宅購入顧客を多数得ており、要望に対応しようと販売用地を検討していたものです。

申請地の南西600メートルには、市内中心部の通勤通学に便利な、ことでん志度線八栗駅があり、駅近くには、スーパーマーケットやドラッグストア等商業施設が充実しており、周辺は、住宅団地や共同住宅が建ち、閑静で住環境もよく、生活に便利な場所で、申請地面積は、転用者の希望する短期に完売可能なもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権移転2件です。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申し上げます。

議案書12ページを御覧ください。

1番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は幹線道路に近く、商業施設が充実し、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が717.58平方メートルあります。

2番・3番は、特別議案です。

次のページを御覧ください。

4番は、美容院を営む個人が、現在の賃貸物件が手狭となり、賃貸契約も近々解除となることから、新たに店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は県道三木国分寺線沿いにあり、利便性がよく、集客も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、電気工事業を営む法人の代表者が、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、法人の事務所に隣接し、事業の効率化も図れることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が、761.00平方メートルあります。また、3条許可取消願1番に関連しています。

6番は、介護事業を営む法人が、従業員用の駐車場が不足しているため、露天駐車場用地として、転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、法人が経営する介護施設に近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書14ページを御覧ください。

1番は、現在、借家住まいですが、住宅が手狭となったことから、祖母と母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権4件、使用貸借1件、計5件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について

は許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

松木職員 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書15ページを御覧ください。

1番は、電気工事業等を営む法人が、近隣の農地に給水管を埋設する目的で、使用貸借権を設定していましたが、この度、この農地を露天貸資材置き場として転用することに伴い、不要となるため、取消しするものです。

5条許可申請所有権移転の5番に関連しています。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願1件について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第9号については受理することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

なお、議案第10号のうち、使用貸借1番は、白井委員に関する案件であり、「農業委員会等に関する法律」第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、白井委員に退室いただいた上で、他の案件に先立ち、本件の審議をお願いいたします。

事務局は、白井委員の退室を誘導してください。

<白井委員 退室>

それでは、使用貸借1番について、事務局の説明を求めます。

松木職員 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、使用貸借1番について御説明申し上げます。

議案書21ページを御覧ください。

本件は、所有者の要望により、経営規模の拡大を希望する譲受人が3年間の使用貸借権を設定するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

以上、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借1件について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借1番について、許可することに御異議ありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借1番については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、使用貸借1番については許可することに決定いたしました。

それでは、事務局による白井委員の入室誘導をお願いします。

<白井委員 入室、着席>

引き続きまして、その他の案件について、事務局の説明を求めます。

松木職員 引き続き、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書16ページを御覧ください。

1番は、親から子へ生前贈与するもので、移転後は、水稻と野菜を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、所有者が資金を必要となったため、経営規模の拡大を希望する譲受人に売却するもので、移転後は水稻および麦を作付けするものです。

3番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

4番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです

5番は、親から子へ生前贈与するもので、移転後は、黒豆等を栽培するものです

6番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

議案書17ページを御覧ください。

7番は、経営規模を縮小する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はスダチを栽培するものです。

8番は、農業を廃止する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

9番は、経営規模を縮小する所有者から、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜と花きを栽培するものです。

議案書18ページを御覧ください。

10番は、親から子へ生前贈与するもので、移転後は、水稻を作付けするものです。

11番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は

野菜を栽培するものです。

12番は、農業を廃止する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はミカン、ビワを栽培するものです。

議案書19ページを御覧ください。

13番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻、ブドウ等を栽培するものです。

次の14番、及び次の20ページ記載の15番を御覧ください。

ともに、経営規模を縮小する所有者から、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻、オリーブを栽培するものです。

以上、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転15件について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第11号 非農地証明願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第11号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書22ページを御覧ください。

1番は、明治45年に開業した、ことでん長尾線の前身、高松電気軌道により、長尾線の鉄道用地として利用されていたもので、申請地の位置からも、軌道敷内に存在することが確認でき、非農地証明事務処理要領「農地法の施行前から引き続き非農地であったもの」に該当するものです。

2番は昭和50年頃から、3番は、昭和56年頃から耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、同事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第11号 非農地証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第11号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号 非農地証明願については非農地相

当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

松木職員 議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書23ページを御覧ください。

1番は、税務署への書類提出期限が迫っていたため、会長専決により、7月16日付で証明したもので、現地調査により、全ての農地が適正に管理、利用されていること、また、相続人も適格要件を全て満たしていることを確認しています。

2番についても、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認し、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、専決処分1件を含む2件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第12号については、証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による、開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料2の2ページをお開きください。

令和7年7月15日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

3ページを御覧ください。

令和7年7月14日付けで香川県知事宛に、土地開発行為変更協議書が提出されております。

5ページに、位置図を付しています。

申請地は、ことでん岡本駅南西約900メートルに位置する国分寺町福家甲の田等で、変更前の合計面積が1.2672ヘクタール、変更後の合計面積が1.4410ヘクタールとなっており、土地開発行為の目的は建設発生土を用いた資材置場の造成を行うものです。

6ページ以降が変更内容となっており、6ページ・7ページが開発地域の拡張箇所と変更前後の土地利用計画図、8ページ・9ページが盛土の断面図、10ページが変更前後の沈砂池の容積の検討図などとなっています。

令和7年7月25日に地区担当委員と事務局担当者で現地調査を実施し、開発区域周辺及び下流域に農地があることを確認しました。

以上のことを踏まえて、高松市長には、開発行為を行う場合には、「開発区域周辺及び下流域にある農地、農業用施設及び農作物に支障が生じないよう万全の措置を講じること。」と回答したいと考えております。

以上、議案第13号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による、開発計画に対する意見について、御審議頂きますようお願い申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第13号については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号については、原案のとおり意見決定し、回答することにいたします。

次に、議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎管理係長 議案第14号、農用地利用集積等促進計画（案）について御説明申し上げます。
資料3を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、令和7年7月17日付けで公益財団法人香川県農地機構理事長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は1枚めくっていただき、1ページ右上のとおり令和7年9月30日となっています。

次に、2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第14号については、原案のとおり異議のない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第14号 農用地利用集積等促進計画（案）については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

期間としましては、令和7年7月4日から同年8月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、6月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が8件、7月議決分といたしまして4条が15件、5条が27件、合計で4条が15件、5条が35件です。

許可保留件数につきましては、6月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が15件、7月議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、合計で4条が0件、5条が25件です。

取下げにつきましてはありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。許可保留案件はありませんでした。

2ページを御覧ください。

次に、5条関係です。

令和7年3月議決分の所有権3番、27番が、表の右端欄のとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認未了、法定外占用、用途廃止により、許可保留となっております。

次に、同年4月議決分の所有権1番、6番、21番、使用貸借1番、2番が、表の右端欄のとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認、法定外公共物占用、造成未了により、許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

同年5月議決分の所有権4番、9番、12番、18番が、表の右端欄のとおり、開発許可、法定外占用、道路工事承認未了、用途廃止、みどり条例により、許可保留となっております。

次に、同年6月議決分の所有権3番、4番、6番、12番が、表の右端欄のとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認未了、用途廃止により、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同年7月議決分の所有権1番、3番、4番、6番、8番、9番、11番が、表の右端欄のとおり、造成未了、道路工事承認未了、開発許可、法定外占用により、許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく、7月議決分の賃借権1番、4番、5番が、表の右端欄のとおり、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により、許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は以上です。

議長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和7年度第5回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時15分 閉会